

# 実務研究

日本税務会計学会  
平成23年2月 月次研究会



成田 一正 [日本橋]

## 自己株式の取得と資本金等の額の関連

### 自己株式取得の処理

法人が自己の株式を取得等した場合には、資産に計上するのではなく、取得等をした株式に対応する資本金等の額（取得資本金額）を取得等の時に資本金等の額から減算することとされている（法第26条、法令8①十七）。また、取得等の対価の額から取得資本金額を控除した金額が減少する利益積立金額（みなし配当）となる（法第9①十二）。

この結果、発行法人が自己株式の取得をした場合、法人株主においては、①譲渡損益課税と②みなし配当

### 平成22年度税制改正

平成22年度税制改正により、法人株主が、完全支配関係のある他の内国法人の行う自己株式の取得により金銭等の交付を受けた場合には、みなし配当については従来どおり受取配当等の益金不算入の規定が適用されるが、譲渡した株式の譲

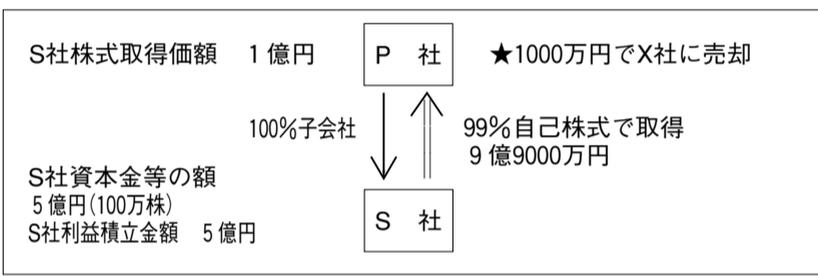
### 改正の影響

譲渡損益が発生しない仕組みにする改正により、譲渡損失を封じ込めるという

趣旨であったが、他にも影響が出てくるのではないかとと思われる。以下の事例を

検討する。

〔事例〕  
P社は以前S社の業績が思わしくなく、買収により全株を取得し、その後再建に成功し業績が回復。この度S社株式を外部に売却することになった。しかし、そのまま売却すると譲渡損益が生じてしまうために、S社のほとんどの株式99%を取得し、その後残った1%の株式を外部に売却することにした。



会社Sに自己株式取得させ、その後1000万円をX社に売却する。この場合、親会社Pにおいて、10億円でX社に売却すれば9億9000万円が売却益であった。しかし、自己株式で購入後に1000万円で売却すれば売却益は9000万円が済むことになる。この場合は①みなし配当が4億9500万円生じ益金不算入となり、②株式譲渡益の3億9600万円は資本金等の額の増加となり、P社の払込資本の増加となる。

○ 平成22年度税制改正前	現 金	9億9,000万円	／S株式	9,900万円
			／みなし配当	4億9,500万円
			／株式譲渡益	3億9,600万円
○ 平成22年度税制改正後	現 金	9億9,000万円	／S株式	9,900万円
			／みなし配当	4億9,500万円
			／資本金等の額	3億9,600万円
○ 株式譲渡による益金	現 金	1,000万円	／S株式	100万円
			／株式譲渡益	900万円

### グループ税制との適用関係

100%グループ内の取引について譲渡損益の繰延

べを認める規定（法人税法61条の13第1項）と、完全

資本金等の額の増加は、益金の額に算入されないため（法人税法22条2項、5項）、親会社Pには株式譲渡益はほとんど生じないことになる。

### 譲渡損益の非計上と資本金等の額

譲渡損益に該当する金額は、上の算式により計算した金額が、株主における資本金等の額の減算項目となる（法第8①十九）。

すなわち、譲渡原価と譲渡対価との差額（譲渡損益相当額）を株主である法人の資本金等の額にチャージすることになる。従来譲渡損益として処理していたものが、株主の資本金等の額の増減となる処理には違和感はない。譲渡損益相当額を資本金等の額にチャージする理由については、前述「改正税法のすべて」

支配関係にある内国法人間の自己株式の取得については、譲渡損益の切捨てを認める規定（法人税法61条の2第16項）のいずれが優先的に適用されるかという問題がある。この点は、法人税法施行令122条の14第2項により、まず、法人税法61条の2第16項に従い譲渡に係る対価の額が原価の額に相当する金額とされた上で、法人税法61条の13第1項（グループ税制）が適用されることと明確化された。したがって、法人税法61条の2第16項の適用により法人税法61条の13第1項の「譲渡利益額」または「譲渡損失額」はゼロとなり、法人税法61条の13第1項の規定によって譲渡損益が繰り延べられる余地はない。このように、完全支配関係にある内国法人間の取引の中でも、自己株式の取得については、他の取引とはまったく異なる課税関係となることとされたものです。

この「繰延べ」ではなく「譲渡損益が計上されない」とこととなった理由を、「平成22年度版改正税法のすべて」（大蔵財務協会）234頁では、次のように述べている。「グループ法人が一体的に経営されている実態に鑑み、発行法人に対する株式の譲渡及びこれと異なるみなし配当の発生もグループ内法人に対する資産の譲渡に変わりないことから、・・・「100%グループ内法人間の資産の譲渡損益等」と同様の考え方により、譲渡損益を計上しないこととされたものであります。ただし、税法上、自己株式は資産ではなく資本の減算項目として、取得と同時に消却したかのような処理を行っていることから、譲渡損益の繰延べではなく、譲渡損益を計上しないこととされたものです。」

### 譲渡損益の取扱い

本件で問題となるのは、完全支配関係のある内国法人間の自己株式の取得における株式の譲渡損益が繰り延べられるのではなく、株式の譲渡損益が生じないこととされる点に留意する必要がある。完全支配関係のある内国法人間における自己株式の取得の場合には、株式の譲渡損益は切り捨てられ、将来においても課税されることはない。

平成22年度改正の趣旨が完全支配関係にある内国法人間における自己株式取得に係る株式譲渡損の実現の防止であることからすれば、株式の譲渡損が生じる

自己と子法人を一体としてみれば、一種の自己株式の取得に該当するが、旧株主に対して配当課税が行われていないので、それは資本金等の額を原資として取得したと同様の課税が行われていたとも考えられるところ、子法人と一体化するのを機に後追いの資本を調整するものであること（すなわち、親法人と子法人を一体的なものとして、資本をみようとするものともいえます。）

理由はこのように書かれているが、株主からの払込金である「資本金等の額」がそれ以外の処理により、増減する結果となったことは確かである。利益積立金額と資本金等の額の混同は生じていないのだろうか。

場合によっては当該譲渡損を切り捨てるという対応でも十分であったとも考えられる。したがって、完全子会社に自己株式取得させることにより、①みなし配当と②株式譲渡益が生じる場合、当該株式譲渡益は切り捨てられ、将来においても課税されることはない。そうして、親会社では株主からの払込金である「資本金等の額」が増えてしまうことになる。資本金等の額と利益積立金額を、厳しく区分していた法人税法の考え方に、一部の風穴が開いたことになるかもしれない。